



上 申 書

平成八年九月三〇日

日本脱カルト研究会 (J D C C)

代表理事 高橋紳吾

公 安 審 査 委 員 会

委員長 堀田勝二 殿

上 申 の 趣 旨

オウム真理教につき、破壊活動防止法の団体規制処分（活動制限・解散指定）を  
されないよう、ここに上申します。

上 申 の 理 由

右件については、当会として、本年一月一八日、公安調査庁に対し適用の請求を  
されないよう上申したものでありますが、遺憾ながら、七月一日にこの請求がな  
され貴委員会において審理される状況となっております。

当会は、破壊活動防止法の団体適用は、信者一人一人がオウム真理教を離れ社会  
復帰を果たす観点からも有害無益であると考え、これらは右上申書に記載しており  
ますが、この点変更の必要はなく、右上申書の写しを添付して援用します。

ここでは、その後のカウンセリング等で得た情報と経験に基づき、追加して意見  
を申し述べます。

第一に、破壊活動防止法の適用への動きが、現実にかウンセリングの障害になっ  
ております。昨年一二月の破壊活動防止法の適用手続きの開始以降、信者がオウム  
真理教から離れる動きはしばらく止まっておりました。これは破壊活動防止法の適  
用の動きにより、信者に対し実際にはありもしなかった国家権力からの弾圧を、教  
祖の言葉通り、あたかも存在したがごとく思わせてしまったことによるものです。

しかし、本年四月二四日の松本被告の初公判以降、再びオウム真理教を離れる者が少しずつ出てきております。初公判での松本被告の発言は、常識的にも、また信者たちにとっても不満足な発言であり、更に破壊活動防止法の弁明での同人の発言は、信者にとっても嘘が多く、そのため情報を素直に受けとろうとする信者が出ていることを示しています。

ところで、カウンセリングのためには、まず家族と本人とが会える状況設定が必要ですが、例えば「戻ってもいいけど、破防法がかかるからみんなに迷惑がかかる。戻らない」という女性出家者からの電話が親にかかったり、昨年秋以降連絡がとれ、時にはカウンセリングのチャンスを持ってそうだった者が「やっぱり真理の闘いなんだ」と言い、布施をするためのアルバイトに再び熱心になるといった状態が発生しています。

当会会員らとしては、添付書類のとおり昨年十一月一四日付の厚生省保健医療局精神保健課長通達もあり、カウンセリングに尽くしたいところですが、遺憾であります。

第二に、心配された幹部らの釈放等によるオウム真理教の再興の動きは、現在の

ところまったく見られません。本年七月以降、「正悟師」レヴェルの者が出所するなどしていますが、当会会員らのカウンセリングや脱会信者との交流を継続しており、再びオウム真理教に戻ることはないと思われます。もともと戻ったとしても「最終解脱者」とされる松本智津夫のシークレットワークとしての指示がなければ破壊活動など起きようもないのですが、それにしても「元幹部」らはむしろオウム真理教の一人一人の信徒に「自分で考えるようにさせたい、しかし自分の影響力はもうないのではないか」と悩んでいる状態です。オウム真理教の活動自体も薬物などまったく使わない修行の外、アルバイト活動などに止まり、新人に対する布教活動は殆ど見られません。ましてや破壊活動の危険性ある団体の再興はないと思われます。

第三に、残存するオウム真理教の信者らは、この九一〇月をもって全員在家信者になるものと思われます。彼らに破壊活動をする危険性は認め得ない状態であります。本年九月二五日の破産による債権者集会を目処としてオウム真理教はさまざまな動きをしました。次のとおりです。

①ダルマパーラーなどというダミー会社にした名義の不動産についても、オウム

真理教は次々と破産管財人の要求するところに従って名義変更に応じています。②九〇一〇月において破産管財人の命令に従い施設から順次退去しています。これは破壊的カルトにとって、本来耐え難いものである筈であります。危険性があるのならこの機会に何らかの破壊活動のリアクションがあってもおかしくはないのですが、何もありません。③九月二一日、二二日、阿佐ヶ谷支部において、出家者らと家族らの面会ができるよう対応がありました。そもそも現在では「アジト」といわれるアパートについてさえその所在は多く知られ、断続的ではありますが、信者本人とおおよそ半数以上の家族が接触しておりますところ、未だ接触していません。一部の数大家族が面談できたものであります。これにより、直ちに家族のもとに帰る者があつたという確認はとれていませんが、破壊的カルト集団にあって、かかる対応をすることは（あると主張された）危険性さえ減じているという証左であります。④現役信者の数百人が、破産債権の届け出ましたが、これが破産管財人の指導もあつたのでしうか順次取り下げられております。これはオウム真理教の再興のための資金確保を自ら閉ざしたものです。

これらは、すべて（あると主張された）危険性を減ずる方向で作用し、かつもと

もと教祖・松本さえいなければ、危険性がないことの証左となっております。

第四に、破壊的カルト集団であるオウム真理教の一人一人に対する脱会への働きかけ、現在、カウンセラーを経ない者に対しても着々と進んでいる状態を確保しており、この状態を維持したいと考えます。

もともと、カウンセリングは直接的にされるのが最も望ましいものであります。それができなくても、又はそれ以上に、社会における状態と社会において対象者らを排斥していかないという意思の表明が重要であります。信者に伝えたい情報としては、九月一九日の林被告、同月二〇日の井上被告の松本公判での各証言がありました。その具体性と自らの心情を正直に吐露した点から、現役信者に激しい影響を与えるものであります。これらは新聞報道されており、信者の多くは既に在家化してきますからこれに接触することが可能な状態であります。

しかし、これを含め、最も重要なことは、今後も続くであろうこれらの刑事裁判等を率直に聞く心理状態にすることにあります。しかし、破壊活動防止法の適用がされれば、排斥された心理状態となり、むしろ社会に対して被害者意識を持つようになつて、情報を正しく受け止めることを極めて困難にしてしまいます。

この八月三十一日、当会の有志らは、富士宮市及び上九一色村の施設を廻り、話しかけなどをしてきましたが、そこで警備していた信者らとはそれなりの話ができる状態であり、中には当会会員の医師に（教義上外道の医師であって絶対許されないのに）健康状態について相談し脈を見てもらうという状態さえ現出しています。また、当会会員等が裁判傍聴に来た信者などと話を交わすことができる状況も続いています。

このような状態は、昨年以降、社会とマスメディアが、信者一人一人について決して排斥することなく、心を解きほぐそうと努力してきた成果であります。

以上からして、オウム真理教には破壊活動防止法の適用要件を欠くものと思料しますが、そもそも団体適用することが破壊的カルト集団であるオウム真理教を完全に崩壊させる観点からも有害無益であることを指摘し、頭書のとおり上申する次第です。

以上

### 添付書類

- 一 平成八年一月一八日付上申書 写九通
- 二 平成七年一一月一四日付通達（厚生省平成八年一一月一四日付） 写九通
- 三 冊子「心の健康づくりハンドブック」 九冊
- 四 日本脱カルト研究会（J D C C）会報一号、二号 各九冊